

LIFE の移管に係る LIFE への様式情報の提出が必要な加算に関する Q & A

【全サービス共通】

○令和 8 年 5 月以降に LIFE への様式情報の提出が必要である、科学的介護推進体制加算、ADL 維持等加算、個別機能訓練加算（Ⅱ）・（Ⅲ）、リハビリテーションマネジメント加算（ロ）・（ハ）、介護予防通所・訪問リハビリテーションの 12 月減算、リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）・（Ⅱ）、理学療法及び作業療法注 6 並びに言語聴覚療法注 4 に掲げる加算、理学療法及び作業療法注 7 並びに言語聴覚療法注 5 に掲げる加算、短期集中リハビリテーション加算（Ⅰ）、栄養マネジメント強化加算、栄養アセスメント加算、口腔衛生管理加算（Ⅱ）、口腔機能向上加算（Ⅱ）及び（Ⅱ）イ・（Ⅱ）ロ、褥瘡マネジメント加算、褥瘡対策指導管理（Ⅱ）、排せつ支援加算、自立支援促進加算、かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）、薬剤管理指導の注 2 の加算の取扱いについて

問 1 加算の算定に当たって、厚生労働省への情報の提供が求められているが、国保中央会運用 LIFE への移行後は、厚生労働省への様式情報の提出はできなくなる。情報の提出先は、公益社団法人国民健康保険中央会とし、国保中央会運用 LIFE に情報を提出することとして差し支えないか。

（答）

貴見のとおり。

問 2 厚労省運用 LIFE から国保中央会運用 LIFE への移行に伴い、LIFE へ提出する様式情報の変更はあるか。

（答）

提出する様式情報の変更はない。

問 3 LIFE への情報提出頻度については、サービスの利用を開始した日の属する月から少なくとも 3 月ごととなっているが、厚労省運用 LIFE から国保中央会運用 LIFE への移行に伴い、様式情報の提出頻度の考え方は如何。

（答）

情報提出頻度の少なくとも 3 月ごとの考え方については、移行前、厚労省運用 LIFE に最後に提出した月から起算して差し支えない。

ただし、ADL 維持等加算の取扱については問 6～問 9 を参考にされたい。

問4 厚労省運用 LIFE から国保中央会運用 LIFE への移行に伴い、厚労省運用 LIFE へ既に提出している様式情報は、再度国保中央会運用 LIFE へ提出が必要か。

(答)

厚労省運用 LIFE へ既に提出している様式情報については、国保中央会運用 LIFE へ再度提出する必要はない。

ただし、移行作業を実施した日の属する月のサービス提供分については、移行後国保中央会運用 LIFE への様式情報の提出が必要である (※)。

※例えば、令和8年5月サービス提供分に係る様式情報の提出を厚労省運用 LIFE にて一部の利用者で実施し、国保中央会運用 LIFE へ移行作業を実施した場合は、国保中央会運用 LIFE へ令和8年5月サービス分の情報について令和8年6月10日までに利用者全員の様式情報の提出が必要となる。

【全サービス共通】

○LIFE の新規利用申請について

問5 現在厚労省運用 LIFE を利用しているが、令和8年5月11日以降に国保中央会運用 LIFE を利用する際、改めて国保中央会運用 LIFE への新規利用申請を行う必要はあるか。

(答)

現在、厚労省運用 LIFE を利用している事業所・施設については、国保中央会運用 LIFE への移行作業を完了すれば利用することができるため、国保中央会運用 LIFE への新規利用申請の必要はない。

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、特定施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

○令和8年度にADL維持等加算を算定する場合の取扱いについて

問6 科学的介護情報システム（LIFE）について、厚労省運用 LIFE から、令和8年5月11日から国保中央会運用 LIFE に移管するところ、当該加算を取得しようとする評価期間中であるにもかかわらず、国保中央会運用 LIFE でADL利得の算出ができない。この場合、ADL維持等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定するためにはどのような対応が必要か。

（答）

介護ソフトからCSVファイルを出力して国保中央会運用 LIFE とCSV連携し、評価対象期間中に評価した全てのADLとその評価に基づく値（以下「ADL値」という）を国保中央会運用 LIFE に登録することで、ADL利得を計算し、算定する。

問7 介護ソフトを導入していない等で、介護ソフトからCSVファイルを出力して国保中央会運用 LIFE とCSV連携ができない。この場合、ADL維持等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の取扱い如何。

（答）

介護ソフトを使用していない場合等で、介護ソフトからCSVファイルを出力して国保中央会運用 LIFE とCSV連携ができない場合であって、移行作業日前月にADL維持等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している場合においては、移行作業月から令和9年3月までの間に限り、ADL利得にかかわらず、移行作業日前月に算定しているADL維持等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を継続して算定することが可能である（図1）。ただし、この場合においても、国保中央会運用 LIFE への移行作業後のADL値は、国保中央会運用 LIFE に登録する必要があることに留意すること。

（図1） 介護ソフトからCSVファイルを出力して国保中央会運用 LIFE と連携ができない場合であって、移行作業日前月にADL維持等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している場合

●：ADL維持等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の算定あり

○：●と同じ加算が算定可能

※ 国保中央会運用 LIFE への移行作業以降、国保中央会運用 LIFE へADL値を登録する必要があることに留意すること

国保中央会運用 LIFE への移行作業日前月	国保中央会運用 LIFE への移行作業後～ 令和9年3月
●	○

問8 介護ソフトから CSV ファイルを出力して国保中央会運用 LIFE と CSV 連携ができず、令和7年度における加算の算定実績もない。この場合、令和8年度において、ADL 維持等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定するにはどのような対応が必要か。

（答）


評価対象期間の全ての ADL 値を国保中央会運用 LIFE へ登録することで、ADL 利得の計算が可能であり、ADL 維持等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の算定が可能となる。

また、移行作業日前月時点で厚労省運用 LIFE での評価対象期間が7か月以上ある場合には、移行作業月から令和9年3月までの間に限り、移行作業日前月までに厚労省運用 LIFE で計算した ADL 利得に応じて、ADL 維持等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の算定を行うことが可能である（図2）。ただし、この場合においても、国保中央会運用 LIFE への移行作業後の ADL 値は、国保中央会運用 LIFE に登録する必要があることに留意すること。

（図2） 介護ソフトから CSV ファイルを出力して国保中央会運用 LIFE と連携ができない場合であって、移行作業日前月で厚労省運用 LIFE での評価対象期間が7か月以上ある場合

○：移行作業日前月までに厚労省運用 LIFE で計算した ADL 利得に応じて、ADL 維持等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の算定が可能

※ 国保中央会運用 LIFE への移行作業以降、国保中央会運用 LIFE へ ADL 値を登録する必要があることに留意すること

国保中央会運用 LIFE への移行作業日前月まで	国保中央会運用 LIFE への移行作業月～令和9年3月
 7か月以上の評価対象期間あり	○

問9 令和8年度5月以降にADL維持等加算を算定する際に、現在評価しているADL値でADL利得を計算すると、算定区分がADL維持等加算（Ⅰ）からADL維持等加算（Ⅱ）へ区分が変わる見込みであるが、どのような対応が必要か。

（答）


評価対象期間の全てのADL値を国保中央会運用LIFEへCSV連携または直接入力により入力することでADL利得の計算が可能であり、ADL維持等加算（Ⅱ）の要件を満たす場合には、ADL維持等加算（Ⅱ）の算定が可能である。

ただし、CSV連携ができない場合であり、移行作業日前月時点で厚労省運用LIFEでの評価対象期間が7か月以上ある場合には、厚労省運用LIFEでADL利得を計算し、ADL利得に応じて、移行作業月から令和9年3月までの間に限り、ADL維持等加算（Ⅱ）の算定を行うことが可能である（図3）。この場合においても、国保中央会運用LIFEへの移行作業後のADL値は、国保中央会運用LIFEに登録する必要があることに留意すること。

（図3） 介護ソフトからCSVファイルを出力して国保中央会運用LIFEと連携ができない場合であって、移行作業日前月時点で厚労省運用LIFEでの評価対象期間が7か月以上ある場合

○：移行作業日前月までに厚労省運用LIFEに登録したADL値でADL利得を計算し、ADL利得に応じて、ADL維持等加算（Ⅱ）の算定が可能

※ 国保中央会運用LIFEへの移行作業以降、国保中央会運用LIFEへADL値を登録する必要があることに留意すること

国保中央会運用LIFEへの移行作業日前月まで	国保中央会運用LIFEへの移行作業月～令和9年3月
 7か月以上の評価対象期間あり	○